

# 第 10 回 大町市・八坂村・美麻村合併協議会 次第

日時 平成 16 年 11 月 26 日(金)

午前 9 時から

会場 大町市役所西会議室

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

## 3 報告事項

( 1 ) 県内の状況について

( 2 ) 小委員会等の協議状況について

## 4 協議事項

( 1 ) 小委員会提案議題

議題 1 慣行の取扱いについて(協議項目 19)

( 2 ) 幹事会提案議題

議題 2 合併の期日について(協議項目 2)

## 5 その他

( 1 ) 第 11 回協議会について

平成 16 年 12 月 24 日(金)

午前 10 時 大町市役所西会議室

## 6 閉 会

合併の期日について(協議項目2)

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

平成16年11月26日提出  
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 合併の期日	関係項目	
調整の内容			

留意事項	備考
<p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出(都道府県)、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められている。また、各種電算システムの統合、人事・組織体制、条例・例規等の改正、住民への周知等の合併準備作業も必要なことから、合併申請後も相当の日数を要することとなる。この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を決めることが望ましい。</p> <p>3 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> <p>4 市町村の合併の特例に関する法律の改正により、平成 17 年 3 月 31 日までに関係市町村において議会の議決を経て、都道府県知事への合併申請を終え、平成 18 年 3 月 31 日までに合併する場合については、引続き市町村の合併の特例に関する法律による財政支援措置を適用することとなった。</p>	<p>・大北地域任意合併協議会では、協議時点においては、合併特例法の改正内容が不確定であったため、「合併特例法の期限の平成 17 年 3 月 31 日までに合併することが望ましい。」とされ、合併の期日は、「平成 17 年 3 月とする。」と調整された。</p> <p>・大町市・八坂村・美麻村合併協議会での検討経過            第 7 回協議会(7 月 27 日)・・・継続協議            第 8 回協議会(8 月 30 日)・・・継続協議            第 9 回協議会(9 月 28 日)・・・継続協議</p>

## 合併の期日について考慮する事項

1．合併特例法に基づく財政支援措置を受けるためには、平成17年3月31日までに長野県知事に合併申請し、平成18年3月31日までに合併する必要があること。

2．合併協定書の調印から合併までには、下記の手続きに相当な日数を要すること。

	手続き	想定期間
1	合併協定書調印（合併協議会）	
2	合併議案の議決（3市村議会）	速やかに（定例会又は臨時会）
3	長野県知事への合併申請（3市村長連名）	速やかに
4	長野県での準備・調整	約1か月
5	長野県議会での議決	会期約1か月（定例会を想定）
6	長野県知事による合併決定・国への届出	速やかに
7	官報告示	約20日間
8	合併	

3．3市村議会での合併議案の議決後には、各種電算システムの統合、人事・組織体制、条例・例規等の改正、住民への周知等の合併準備作業に要する期間が必要であり、先進事例等では6か月以上を要していること。

4．合併協定書の調印の前に、3市村で住民懇談会を実施し、合併協議の経過及び結果について周知する必要があること。

5．住民生活への影響を少なくするためには、窓口業務の休業日を利用して、電算システムの切換え（統合）や事務所の移動等を行う必要があること。

6．合併による2村の合併年度の決算処理は出納整理期間が設定されず打ち切り決算となることから、通常の決算処理で事務量が増加する年度末又は年度当初の合併は、事務がいつそう煩雑化すること。

7．新市のゆるやかな一体性を実現するための施策を、合併初年度から着手できる期間を確保すること。

## 合併期日による財政支援措置の違いについて

### 1. 合併特例法に基づく財政支援措置

#### (1) 地方交付税の特例

##### 普通交付税の合併算定替期間

- ・合併年度及びこれに続く10年間は、合併しなかった場合に算定される額の合計額を確保する。その後5年間の激変緩和措置を講じる。
- ・地方交付税の算定基準日は4月1日

	合併算定替期間	
		うち激変緩和期間
平成17年3月31日までの合併	平成17～31年度	平成27～31年度
平成17年4月1日の合併	平成17～32年度	平成28～32年度
平成17年4月2日以降の合併	平成18～32年度	平成28～32年度

##### 合併直後の臨時経費に対する普通交付税措置

- ・合併後における行政の一本化に要する経費等に対する措置(5年間)

	措置期間
平成17年3月31日までの合併	平成17～21年度
平成17年4月1日の合併	平成17～21年度
平成17年4月2日以降の合併	平成18～22年度

#### (2) 合併特例債

- ・新市建設計画に基づいて行う公共施設の整備事業に要する経費及び地域住民の連携強化、旧市町村区域の振興のための基金造成に要する経費について借り入れることのできる地方債。(充当率95%、元利償還金の普通交付税措置70%)
- ・合併年度及びこれに続く10年間

	措置期間
平成17年3月31日までの合併	平成16～26年度
平成17年4月1日の合併	平成17～27年度
平成17年4月2日以降の合併	平成17～27年度

### 2. 市町村合併支援プラン等に基づく財政支援措置

#### (1) 合併市町村補助金(国庫補助金)・・・平成17年4月以降の合併については不確定

- ・合併に伴い必要な事業として新市建設計画に位置付けられた経費
- ・合併後3年間

#### (2) 合併に関する特別交付税措置(地方交付税)

- ・合併を機に行う新たなまちづくり、公共料金・公債費の格差是正等に要する経費
- ・合併後3年間

#### (3) 市町村合併特例交付金(県補助金)・・・平成17年4月以降の合併については不確定

- ・地域間格差の解消など合併に伴い懸念される事項の解消に要する経費
- ・合併後10年間

慣行の取扱いについて(協議項目19)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。




小項目	調整方針
市章	新市の市章は、大町市の例による。 現行の八坂村及び美麻村の村章は、地域の象徴として継承する。
市のシンボル	新市のシンボルは、大町市の例により統一する。 現行の八坂村及び美麻村の木、花、鳥、色、シンボルマークは、各地域のシンボルとして継承する。

平成16年11月26日提出  
大町市・八坂村・美麻村合併協議会会長 腰原愛正

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	市章
調整方針	新市の市章は、大町市の例による。 現行の八坂村及び美麻村の村章は、地域の象徴として継承する。		

現 況		
大町市	八坂村	美麻村
<p>【制定】 昭和29年12月21日(告示第27号)</p> <p>【いわれ】 市名「大町市」の頭文字「大」の字を図案化したもの。中央の山型は、本市が北アルプスの玄関口であり山岳観光都市であることを披瀝し、さらに、将来の発展と繁栄を、燕が上昇する姿に託している。</p>  <p>色についての正式な指定はないが、刊行物等では「黒」、市旗の場合は地の色を「小豆色」、マークの色を「白」としている。</p>	<p>【制定】 昭和48年11月28日(告示)</p> <p>【いわれ】 村名「八坂村」の「八」の字をシンプルに印象的に飛躍する二羽の鳥のイメージで表現し、輪郭でカタカナの「サ」の文字をも表現し、輪と豊かな村づくりに向って力強く飛躍進展する姿を印象づけている。</p>  <p>色についての規定は特になし。(昭和63年9月26日、八坂村シンボルカラーを制定：みどり)</p>	<p>【制定】 昭和49年10月1日</p> <p>【いわれ】 村名「美麻村」の「ミアサ」の文字を図案化したもので、村民の友愛と団結を円で表し、発展するさまを表現したものである。</p>  <p>色についての規定は特になし。(現在、村旗の場合は地の色「紺色」、マークの色「白」を使用。)</p>

大町市・八坂村・美麻村合併協議会の調整内容

参考資料

協議項目	19 慣行の取扱い	小項目	市のシンボル
調整方針	新市のシンボルは、大町市の例により統一する。 現行の八坂村及び美麻村の木、花、鳥、色、シンボルマークは、各地域のシンボルとして継承する。		

現 況					
大町市		八坂村		美麻村	
市の木	オオヤマザクラ	村の木	ケヤキ	村の木	杉
市の花	カタクリ	村の花	やまざくら	村の花	大山桜
市の鳥	ライチョウ	村の鳥	ウグイス	村の鳥	ウグイス
市の獣	ニホンカモシカ	村の獣		村の獣	
その他		その他	色(みどり)	その他	シンボルマーク(ロゴマーク)
<p>【制定】 平成元年7月1日 市制35周年記念事業の一環として、市の木、花、鳥及び獣を公募により制定し、その後それぞれのシンボルマークを再度公募し制定。 市条例「大町市の木、花、獣及び鳥」 平成元年7月1日 告示第30号</p>		<p>【制定】 昭和63年9月26日 新生八坂30周年記念を機に制定。</p>		<p>【制定】 村制施行100周年記念事業の一環として、村の木、村の花及び村の鳥を昭和63年8月に制定。  シンボルマーク(ロゴマーク)は、地域のCI事業の一環として平成11年に公募により決定。観光パンフレットや、各種計画書等に使用。</p>	



現 況

大町市シンボルマーク		八坂村	美麻村
<p>【市の木】 オオヤマザクラ</p>			<p>【村の木 杉】 古くから村内全域に植えられている馴染み深い樹木。現在でも建築用材として広く利用されています。村の豊かな地下水を養分として成長し、きらめくばかりの緑を作り続け、風雨・風雪に耐え力強く立ち並ぶ杉並木は、美麻の名に恥じません。春夏秋冬いつの季節にも真っ直ぐに天空に向う姿は、「あふれる緑と水の資源を活力に自立し、一歩、また一歩と確実に前進して村づくり」を示しています。</p> <p>【村の花 大山桜】 村内の比較的標高の高い地域に育ち、雪に強く花が大きい。花びらが鮮やかな桃色であることから「紅山桜」とも呼ばれています。4月下旬から5月上旬にかけて同時に花が咲き葉が開くとその気品ある優雅な美しさが私たちの心に安らぎを与えてくれます。誰にでも親しまれている花です。5つの花びらが開いた均整の取れた姿は、村内の区の融和と強調を表しています。</p> <p>【村の鳥 ウグイス】 春から夏は山、秋から冬は平野に住む、村内一円に生息する小鳥。「ホーホケキョ」という春を告げるのどかな鳴き声は、村に平穏を運んでいるように聞こえます。鳴くのはオスだけで、メスはさえずりません。一日のさえずりの回数は2000～3000といわれ、数百メートル先まで聞こえるように、小さな体で全身を使って鳴く様子は、目標に向かって進む村を表しています。</p> <p>【村のシンボルマーク（ロゴマーク）】</p> 
<p>【市の花】 カタクリ</p>			
<p>【市の鳥】 ライチョウ</p>			
<p>【市の獣】 カモシカ</p>			